



発行／日本共産党  
那珂市議会議員  
**木村 静枝**

『なんでも電話相談』(無料)  
TEL/FAX 029-298-2064

国民の立場でわかりやすく  
真実を報道し解決策を示す

**しんぶん 赤旗**  
日刊 2900円 / 日曜版 800円  
ぜひお読みください

6月

議会  
報告

# 扶養控除33万円が廃止に 特定扶養控除12万円も！

**年少扶養控除・特定  
扶養控除の上乗せ  
分廃止、市内約二千  
人に負担増**

今回の税制改正で、平成24年度分から16歳未満の扶養親族に対する年少扶養控除(33万円)、および16歳以上19歳未満の特定扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止になります。この改正による那珂市の対象者は1800人、2000人となり、税収として約2000万円の増収となります。

政府は、昨年12月、国家戦略・財務・総務・厚労の「四大臣合意」で「地方財政の増収分については最終的には子ども手当での財源として活用すること」としています。

「子ども手当」「高校授業料の無償化」の財源として、住民税の年少扶養控除の廃止、高校在学年齢に相当する特定扶養控除の上乗せ分も廃止し、これによる個人住民税は4569億円の増税になります。

これでは「子ども手当」「高校授業料の無償化」による恩恵も吹き飛んで

しまいます。  
木村静枝議員は、「これでは福祉軽減を増大する」と反対をしました。たばこ税も引き上げになります。

## 国保税上限 4万円引き上げ

国保税の課税限度額が4万円引き上げられ59万円から63万円になります。

この限度額にかかるとは標準世帯で年間所得が730万円程度で那珂市では851世帯が該当するということです。

木村静枝議員は、「国保税は高すぎて問題なのに更なる値上げは市民は許さない」と反対しました。



## 株の儲けは税金ゼロ

平成24年から平成26年までの間に得た上場株式等の配当所得及び譲渡所得については非課税とする税改訂がありました。非課税投資額は毎年100万円としています。

木村静枝議員は、「株投資をする人はお金に余裕のある人である。そこで得た配当所得や譲渡所得を非課税にすることは反対である」と討論しました。

## はり・きゅう・ マッサージ 助成廃止

平成4年度から実施されてきた「那珂市はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業」が平成21年度限りで廃止になりました。理由として「利用者が少なく固定化している」ということでした。

木村静枝議員は、「300人の人が利用しており、その人たちにとっては、本当に必要なものである。また、はり・きゅう・マッサージの施術者は障害者の

人も多く、市の援助を必要としている。助成は増やすとも廃止すべきではない」と反対しました。

## 〈請願・陳情〉

▼農業農村整備事業の  
予算確保に関する陳情  
『採択』  
国へ意見書提出

▼額田城跡の整備  
に関する陳情  
『採択』

▼地上デジタル放送受信  
環境の維持に関して  
那珂市の支援を求める  
請願  
『継続審査』



## “国保証取り上げやめよ” 国保運営協議会にはかって万全な体制をしていきたい

高すぎる健康保険税、無慈悲な保険証の取り上げ、保険証がないために病状が悪化し、病院にかかった時はすでに手遅れで亡くなるケースが多くなりました。

医療はお金の有無で制限されず、憲法の生存権の具体化した社会保障として付与されなければなりません。国保はそのための「最後の砦」です。多額の保険料を払えないと利用できない現在の国保は、この本旨から離れたものになっていきます。

那珂市では現在保険証を持っていない資格証明書の世帯は183世帯、一カ月から数カ月の短期保険証は613世帯です。この人たちは「病気になるかどうか」と不安な毎日を送っているのではないのでしょうか。

木村静枝議員は「那珂市は保険証を持っていない資格証明書の世帯は茨城県内でも10番

目に多い。資格証明書の発行を止めている自治体は、2008年9月時点で全国では551自治体、埼玉県では34自治体が出していない。茨城県でも、大洗町、堺町、五霞町、板東市、かすみが浦市など5自治体は発行していない。常陸大宮市では今度「減免に関する規則」を改正して対応にのり出している。

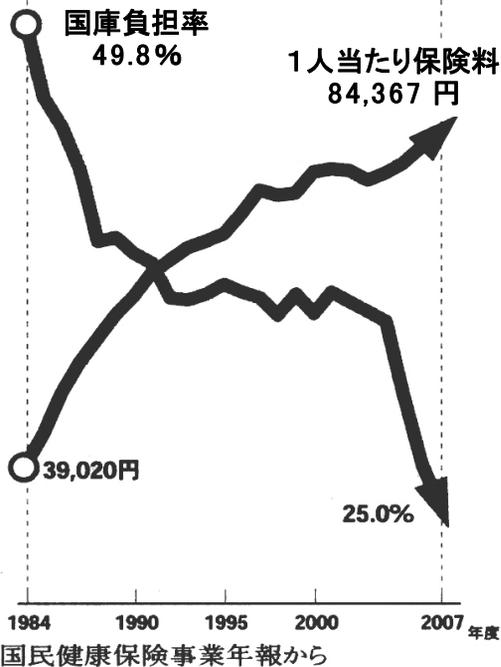
那珂市も資格証明書の発行を中止するために、このような規則もつくって対応すべきではないか」と質しました。市長は「常陸大宮市の国保税の納付に困難な世帯の減免制度の説明を受けたが、3、4、5については対応ができると思うので、常陸大宮市へ行って内容を十分に聞き、国保運営協

### 『常陸大宮市国民健康保険税の減免に関する規則』

1. 震災、風水害、火災その他これに類する不慮の災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたことにより、生活が困難になったとき。
2. 解雇(自分の責めに帰すべき事由による解雇を除く)により失業したとき。
3. 自営業者等が倒産、破産、廃業による事業の休廃止、事業における著しい損失により収入が著しく減少したとき。
4. 急な疾病又は負傷により、入院の初日から継続して90日を超える長期入院ならびに自宅療養又は継続した治療が必要になったことにより就労できず、収入が著しく減少したとき。
5. 天候不順による農作物等の不作、その他これに類する被害により収入が著しく減少したとき。

(1. 2. は那珂市も条例化している)

### 国保会計の国庫負担率と保険料



#### 【憲法 25 条】

すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

議会に諮り、万全な体制をしていきたい」と積極的な答弁でした。大いに期待をするところで

新聞報道によると「昨年の茨城県内の自殺者は768人で増加傾向を続けている。特に若年層が自殺を図るケースが増えている。自殺の原因で最も多いのは精神疾患。医者などはうつなどを抱えた自殺未遂者への適切な対応の重要性を訴えている」と記載されています。実際にうつにかかった人が助けを求めて「命の電話」に電話する

るがいつも通話中でなかなかつながらないと聞いています。もっと「命の電話」の数を増やしてほしいという切実な要求があります。2006年に施行された自殺対策基本法では、対策が国や国民などととも自治体の責務であることが明確に位置づけられました。

政府は2009年度「地域対策緊急強化基金」として100億円を盛り込み、茨城県には約2億円が配分されています。3年間で県と市町村が取り組む自殺対策事業に使うことができます。

木村議員は「那珂市はどのよ

## もっと増やして“命の電話”

うな対策をとっているか」と質しました。保健福祉部長は「精神科医にお願いして『こころの保健福祉相談』を設置し、窓口や電話での相談を随時受け付けている。市町村が独自にこのような心の相談を実施しているのは県内でも数少ない状況。精神保健福祉士が2名配置されているが、那珂市も含め県内では5市町村で、先駆けて精神福祉問題に取り組んでいる」と自信のほどを示しました。実績については、平成21年度は相談件数が15件、人数にして18人が相談しているとのことでした。

「今後、県にきている2億円も活用して、24時間対応の心の相談を充実させてもらいたい。また地域の人にも協力していただけるような対策を練ってほしい」と要求しました。

部長は「新規事業でない支援はしてもらえない。市独自では難しいので、県に休日、夜間など24時間対応の『茨城ののちの電話』があるので、広報紙やホームページで周知させていきたい。また、地域の人つながりもうまく活用、連携しながら進めていきたい」との答弁でした。どこまで充実できるのか不安が残ります。